

若狭町告示第 27 号

若狭町スマートハウス普及促進モデル事業補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この告示は、地球温暖化の原因となる二酸化炭素の排出を削減するため、若狭町スマートエリアモデル分譲地に太陽光発電設備等を導入する経費に対し、スマートハウス普及促進モデル事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関して、若狭町補助金等交付規則（平成 17 年若狭町規則第 32 号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 温室効果ガス 地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年法第 117 号。以下「温対法」という。）第 2 条第 3 項に規定する温室効果ガスをいう。
- (2) F I T 又は F I P 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号。以下「再エネ特措法」という。）に基づく F I T 制度（固定価格買取制度）又は F I P 制度（F e e d i n P r e m i u m）をいう。
- (3) H E M S 住宅の電力使用量等を自動で実測し、エネルギーの「見える化」を図るとともに、機器の電力使用量等を調整する制御機能を有するシステムをいう。
- (4) 若狭町スマートエリアモデル分譲地 町が令和 6 年度から令和 7 年度にかけて井ノ口地係に整備した 13 区画の宅地をいう。

(補助対象者)

第 3 条 補助の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号に掲げる要件を満たす者とする。

- (1) 若狭町スマートエリアモデル分譲地で自ら所有し、居住する住宅の敷地内に自家消費型太陽光発電設備及び蓄電池設備をセットで設置する者であること。
- (2) 若狭町税等の滞納がないこと。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者は、補助対象者となることができない。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - (2) 暴力団員（同条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - (3) 役員等が暴力団員であるなど、暴力団がその経営又は運営に実質的に関与している個人若しくは法人等
 - (4) 役員等が、暴力団員であることを知りながらこれを使用し、又は雇用している個人若しくは法人等
 - (5) 役員等が、その属する法人等若しくは第三者の不正な利益を図る目的又はその属する法人若しくは第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用している個人若しくは法人等
 - (6) 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を提供し又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している個人若しくは法人等
 - (7) 役員等が、その理由を問わず、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している個人若しくは法人等
 - (8) 役員等が、暴力団又は暴力団員がその経営若しくは運営に実質的に関与している者であることを知りながら、下請契約、業務の再委託契約及び資材等の購入契約等を締結し、これを利用している個人若しくは法人等
- （補助事業）

第 4 条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、補助対象者が、別表第 1 に掲げる要件を満たす太陽光発電設備等を導入する事業とする（以下「補助対象設備」という。）。

（補助対象経費）

第 5 条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表第 2 のとおりとする。

（補助金の額）

第 6 条 補助金の額は、150 万円を上限（千円未満切り捨て）とし、補助対象経費の 3 分の 2 以内（消費税及び地方消費税は除く。）とする。

（補助金交付申請）

第7条 補助対象者は、スマートハウス普及促進モデル事業補助金交付申請書（様式第1号。以下「補助金交付申請書」という。）に次の各号に掲げる書類を添えて、提出しなければならない。

(1) 事業計画書（様式第2号）

ア 補助対象設備を設置する建物、機器配置図（レイアウト図又は写真でも可）を添付すること。

イ 補助対象設備の仕様・諸元が分かる書類を添付すること。

(2) 事業工程表（様式第3号）

(3) 補助対象経費算定根拠（見積書及び見積内訳書の写し等を添付すること。）（様式第4号）

(4) 補助要件チェックシート（事業実施前）（様式第5号）

(5) 納税証明書（若狭町税等に滞納がないことの証明書）

(6) 住民票

(7) その他町長が必要と認める書類

2 補助金交付申請の方法は、持参又は郵送（書留等配達記録が確認できるもの）とする。

3 提出された補助金交付申請書は、書類の不足や記載内容の不備等について確認し、不備や不足がないものについて受理する。

4 補助金交付申請については、住戸一戸につき一回限りとする。

5 提出された書類等は、原則として返却しない。

（交付の決定）

第8条 町長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、当該申請書の内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、スマートハウス普及促進モデル事業補助金交付決定通知書（様式第6号）により、補助対象者に通知するものとする。

（交付の条件）

第9条 前条の交付決定にあたって、補助対象者は、次に掲げる各号を遵守することを条件とする。

(1) 第3条及び第4条に定める要件に適合すること。

(2) 補助事業の遂行が困難になった場合においては、速やかに、町長に報告してその指示を受けること。

- (3) 町長が補助金の交付業務の適正かつ円滑な運営を図るために、必要に応じて報告を求め、又は利用状況調査や現地調査を実施する時は、遅滞なくこれに応じることとし、補助事業完了後も、求めに応じて事後状況について報告すること。
- (4) 補助対象設備については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその効率的な運営を図ること。
- (5) 補助対象設備を当該財産に係る処分制限期間（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号））内において、町長の承認を受けることなく、補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け又は担保等に供しないこと。
- (6) 補助事業の実施については、この告示のほか、関係法令及び関係通知に定めるところによること。
- (7) 町長は、補助対象者が第1号から前号までに掲げる条件に違反した場合、補助金の交付の決定の全部又は一部を取消すことがあること。

（変更の承認）

第10条 補助対象者は、次の各号に該当する場合は、スマートハウス普及促進モデル事業補助金補助事業計画変更承認申請書（様式第7号。以下「計画変更承認申請書」という。）を町長に提出するものとする。

- (1) 補助事業の内容（設備・金額等）を変更しようとするとき。ただし、次に掲げる軽微な変更を除く。

ア 補助目的に変更をもたらすものではなく、かつ、事業実施主体の自由な創意により、補助目的達成に資するものと考えられる場合

イ 補助目的に関係がない事業計画の細部の変更である場合

ウ 期日の範囲内の場合

- (2) 補助対象経費の配分を変更しようとするとき。

2 町長は、前項の規定により提出された計画変更承認申請書を審査し承認を行う場合、必要に応じて、交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。ただし、補助金額の増額は行わないものとする。

3 町長は、第1項の変更の承認を行ったときは、スマートハウス普及促進モデル事業補助金補助事業計画変更承認通知書（様式第8号）を補助対象者に通知する

ものとする。

（実績報告）

第11条 補助対象者は、補助事業が完了したときは、完了日から起算して1か月以内又は補助事業に係る交付の決定のあった日の属する年度の1月31日のいずれか早い日までに、スマートハウス普及促進モデル事業補助金完了実績報告書（様式第9号）に次の各号に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

（1）事業実績書（様式第10号）

ア 補助対象設備を設置する建物、機器配置図（完了図書）（レイアウト図又は写真でも可）を添付すること。

イ 補助対象設備の仕様・諸元が分かる書類（完了図書）を添付すること。

（2）交付決定通知書の写し

（3）請求書及び領収書の写し

（4）補助要件チェックシート（事業実施後）（様式第5号）

（5）スマートハウス普及促進モデル事業補助金取得財産等管理台帳（様式第11号）

（6）その他若狭町が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第12条 町長は、前条の規定による報告を受けたときは、当該報告に係る書類及び必要に応じて行う現地調査等によりその内容を審査し、適正であると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、スマートハウス普及促進モデル事業補助金交付額確定通知書（様式第12号）により補助対象者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第13条 補助対象者は、前条による補助金の額の確定の通知を受けた後において、補助金の交付を受けようとするときは、スマートハウス普及促進モデル事業補助金交付請求書（様式第13号）を町長に提出しなければならない。

（交付決定の取消し）

第14条 町長は、補助対象者が次の各号に該当するときは、第8条による交付決定（第10条第1項による変更の承認を含む。）の全部又は一部を取消することができる。

（1）補助金の申請及び事業の実施に関し、不正の行為があったとき。

（2）事業の実施に関する町長の指示を受け、その指示に従わないとき。

(3) 補助金の交付決定に付した条件、本告示若しくは法令に違反したとき。

2 前項の規定は、補助金の額の確定があった後についても適用するものとする。

(補助金の返還)

第15条 町長は、前条の規定に基づき補助金の交付決定を取消したときは、補助金を交付せず、又は既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

2 補助対象者は、前項の規定により補助金の返還を命じられたときは、遅滞なく返還しなければならない。

(事業効果の報告)

第16条 補助対象者は、補助対象設備により発電した発電電力量及びその消費量、自家消費割合について、補助事業が完了した年度の翌年度に事業実施結果として、スマートハウス普及促進モデル事業補助金利用実績報告書（様式第14号。以下「利用実績報告書」という。）を町長に提出しなければならない。

2 補助対象者は、当該補助金の申請をもって利用実績報告書に記載の情報の一部について、町が広報に利用することを承諾したものとみなす。

(財産管理)

第17条 補助対象者は、補助対象設備を法定耐用年数の期間、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその効率的な運営を図らなければならない。

2 補助対象者は、天災地変その他補助対象者の責に帰することができない理由により、対象設備が毀損され、又は滅失したときは、スマートハウス普及促進モデル事業補助金設備毀損（滅失）届出書（様式第15号）により町長に届出なければならない。

(財産処分の制限)

第18条 補助対象者は、補助対象設備の法定耐用年数の期間内において、補助対象設備を補助交付の目的に反して使用し、売却し、譲渡し、貸付けすることはできない。ただし、補助対象設備の法定耐用年数の期間内において、同等品に交換又は廃棄する場合は、あらかじめ町長にその承認を受けなければならない。

2 補助対象者は、前項の規定により承認申請する場合、スマートハウス普及促進モデル事業補助金取得財産等処分承認申請書（様式第16号。以下「承認申請書」という。）及びスマートハウス普及促進モデル事業補助金取得財産等の処分等に

よる収入金報告書（様式第 17 号）を町長に提出しなければならない。

3 町長は、前項の承認申請書の提出があった場合、内容を審査し、処分を承認する場合は、対象設備に係る補助金の全部又は一部の返還を請求することができる。

4 補助対象者は、町長から交付を受けた補助金の全部又は一部の返還を請求された場合は、請求に応じ返還しなければならない。

（その他）

第 19 条 この告示に定めるもののほか、この告示の実施に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行し、若狭町スマートエリアモデル分譲地の開始日から適用する。

別表第 1（第 4 条関係）

項目	要件
事業全般	(1) 二酸化炭素の排出の削減に効果があるものであること。 (2) 補助事業実施時における最新の各種法令等に遵守した事業であること。 (3) 補助事業の実施により取得した温室効果ガス削減効果について、J-クレジット制度への登録を行わないこと。 (4) 補助対象者は、補助事業の実施により導入した補助対象設備により発電した発電電力量及びその消費量、自家消費割合について、補助事業が完了した年度の翌年度、事業実施結果として、利用実績報告書（様式第 14 号）により報告すること。 (5) 補助事業によって得られる環境価値のうち、需要家に供給を行った電力量に紐づく環境価値を需要家に帰属させるものであること。 (6) FIT 又は FIP 制度の認定を取得しないこと。 (7) 電気事業法第 2 条第 1 項第 5 号ロに定める接続供給（自己託送）を行わないものであること。 (8) 需要家の敷地内に補助事業により導入する補助対象設備で発電して消費する電力量を補助対象設備で発電する電力量の 30% 以上とすること。 (9) 補助事業以外の、国又は地方自治体等から他の補助等を受けて事業を実施するものでないこと。 (10) 自ら所有し居住する住宅の敷地内に補助対象設備を設置する事業であること。 (11) 再エネ特措法に基づく「事業計画ガイドライン（太陽光発電）」（資源エネルギー庁）に定める遵守事項等に準拠して事業を実施すること。特に、次に示すアからサまでについて遵守すること。 ア 地域住民や地域の自治体と適切なコミュニケーションを図るとともに、地域住民に十分配慮して事業を実施するよう努めること。 イ 関係法令及び条例の規定に従い、土地開発等の設計・施工を行うこと。

	ウ 防災、環境保全、景観保全を考慮し、交付対象設備の設計を行うよう努めること。 エ 20kW以上の太陽光発電設備の場合、発電設備を囲う柵堀を設置するとともに、柵堀等の外側の見えやすい場所に標識（交付対象事業者の名称・代表者氏名・住所・連絡先電話番号、保守点検責任者の名称・氏名・住所・連絡先電話番号、運転開始年月日、本交付金により設置した旨を記載したもの）を掲示すること。（ただし、柵堀等の設置が困難な場合や第三者が発電設備に近くづくことが容易でない場合には柵堀等の設置を省略することができる。） オ 電気事業法の規定に基づく技術基準適合義務、立入検査、報告徴収に対する資料の提出に対応するため、発電設備の設計図書や竣工試験データを含む完成図書を作成し、適切な方法で管理及び保存すること。 カ 設備の設置後、適切な保守点検及び維持管理を実施すること。 キ 接続契約を締結している一般送配電事業者又は特定送配電事業者から国が定める出力制御の指針に基づいた出力制御の要請を受けたときは、適切な方法により協力すること。 ク 防災、環境保全、景観保全の観点から計画段階で予期しなかった問題が生じた場合、適切な対策を講じ、災害防止や自然破壊、近隣への配慮を行うよう努めること。 ケ 交付対象設備を処分する際は、関係法令（町の条例を含む。）の規定を遵守すること。 コ 交付対象設備の解体・撤去等に係る廃棄等費用について、「廃棄等費用積立ガイドライン」（資源エネルギー庁）を参考に、必要な経費を算定し、積立等の方法により確保する計画を策定し、その計画に従い適切な経費の積立等を行い、発電事業の終了時において、適切な廃棄・リサイクルを実施すること。 サ 災害等による撤去及び処分に備えた火災保険や地震保険、第三者賠償保険等に参加するよう努めること。
太陽光発電設備	(1) 商用化されており、導入実績があるものであること。 (2) 未使用品であること。（中古品は補助対象外） (3) 固定方法は、「J I S C 8955：2017太陽電池アレイ用支持物の設計用荷重算出方法」など、一定の

	基準（固定荷重、風圧荷重、積雪荷重、地震荷重など）を満たすものであること。なお、屋根等に太陽光発電設備を設置する場合は、積雪を考慮したうえで、太陽光発電設備を設置できる耐荷重を有する建物であること。 (4) 出力が3 kW以上であること。
蓄電池設備	(1) 上欄に示す太陽光発電設備の付帯設備であること。 (2) 商用化されており、導入実績があるものであること。 (3) 未使用品であること。（中古品は補助対象外） (4) 再エネ発電設備によって発電した電気を蓄電するものであり、平時において充放電を繰り返すことを前提とした設備であること。 (5) 停電時のみに利用する非常用予備電源でないこと。 (6) 定置用であること。 (7) 蓄電池設備の蓄電容量は4 kWh 以上であること。 (8) 次のアからカまでの要件を全て満たすこと。 ア 蓄電池パッケージ （ア）蓄電池部（初期実効容量1.0 kWh 以上）とパワーコンディショナー等の電力変換装置等から構成されるシステムであり、蓄電システム本体機器を含むシステム全体を一つのパッケージとして取り扱うものであること。 初期実効容量は、JEM規格で定義された初期実効容量のうち、計算値と計測値のいずれか低い方を適用する。 システム全体を統合して管理するための番号が付与されていること。 イ 性能表示基準 初期実効容量、定格出力、出力可能時間、保有期間、廃棄方法、アフターサービス等について、所定の表

示がなされていること。所定の表示は次のものをいう。

(ア) 初期実効容量

製造業者が指定する、工場出荷時の蓄電システムの放電時に供給可能な交流側の出力容量のこと。使用者が独自に指定できない領域は含まない。(算出方法については、一般社団法人日本電機工業会 日本電機工業会規格「JEM1511 低圧蓄電システムの初期実効容量算出方法」を参照すること。

(イ) 定格出力

定格出力とは、蓄電システムが連続して出力を維持できる製造事業者が指定する最大出力とする。定格出力の単位はW、kW、MWのいずれかとする。

(ウ) 出力可能時間の例示

① 複数の運転モードをもち、各モードでの最大の連続出力(W)と出力可能時間(h)の積で規定される容量(W h)が全てのモードで同一でない場合、出力可能時間を代表的なモードで少なくとも一つ例示しなければならない。出力可能時間とは、蓄電システムを、指定した一定出力にて運転を維持できる時間とする。このときの出力の値は製造事業者指定の値でよい。

② 購入設置者の機器選択を助ける情報として、代表的な出力における出力可能時間を例示することを認める。例示は、出力と出力可能時間を表示すること。出力の単位はW、kW、MWのいずれかとする。出力可能時間の単位は分とし、出力可能時間が10分未満の場合は、1分刻みで表示すること。出力可能時間が10分以上の場合は、5分刻みの切り捨てとする。また、運転モード等により出力可能時間が異なる場合は、運転モード等を明確にすること。ただし、蓄電システムの運転に当たって、補器類の作動に外部からの電力が必要な蓄電システムについては、その電力の合計も併せて記載すること。単位はW、kW、MWのいずれかとする。

(エ) 保有期間

法定耐用年数の期間、適正な管理・運用を図ること。

(オ) 廃棄方法

使用済み蓄電池を適切に廃棄、又は回収する方法について登録対象機器の添付書類に明記されていること。蓄電池部分が分離されるものについては、蓄電池部の添付書類に明記されていること。

【表示例】「使用済み蓄電池の廃棄に関しては、当社担当窓口へご連絡ください」

(カ) アフターサービス

国内のアフターサービス窓口の連絡先について、登録対象機器の添付書類に明記されていること。

ウ 蓄電池部安全基準

J I S C 8 7 1 5 - 2 の規格を満足すること。

エ 蓄電システム部安全基準（リチウムイオン蓄電池部を使用した蓄電システムのみ）

J I S C 4 4 1 2 の規格を満足すること。ただし、電気製品認証協議会が定める J I S C 4 4 1 2 適用の猶予期間中は、J I S C 4 4 1 2 - 1、J I S C 4 4 1 2 - 2 とし、J I S C 4 4 1 2 - 2 における要求事項の解釈等は「電気用品の技術基準の解釈 別表第八」に準拠すること。

オ 震災対策基準（リチウムイオン蓄電池部を使用した蓄電システムのみ）

(ア) 蓄電容量 1 0 kWh 未満の蓄電池は、第三者認証機関の製品審査により、「蓄電システムの震災対策基準」の製品審査に合格したものであること。ただし、第三者認証機関は、電気用品安全法国内登録検査機関であること、かつ、I E C E E - C B 制度に基づく国内認証機関（N C B）であること。

カ 保証期間

(ア) メーカー保証及びサイクル試験による性能の双方が 1 0 年以上の蓄電システムであること。

※ 蓄電システムの製造を製造事業者へ委託し、自社の製品として販売する事業者も含む。

※ 当該機器製造事業者以外の保証（販売店保証等）は含めない。

	※ メーカー保証期間内の補償費用は無償であることを条件とする。 ※ 蓄電容量は、単電池の定格容量、単電池の公称電圧及び使用する単電池の数の積で算出される蓄電池部の容量とする。 ※ JEM規格で定義された初期実効容量（計算値と計測値のいずれか低い方）が1.0kWh未満の蓄電システムは対象外とする。
HEMS	(1) 上欄に示す太陽光発電設備及び蓄電池の付帯設備であること。 (2) 商用化されており、導入実績があるものであること。 (3) 未使用品であること（中古品は補助対象外）。 (4) タブレット、スマートフォン、パソコン又は家庭用エネルギー管理システムに付随する専用モニターにより、電力使用量を表示できるものであること。 (5) 一つ以上の設備又は電気機器に対して、電力使用量を削減するための制御又は蓄電池等の蓄エネルギー設備を用いたピークカット、ピークシフト制御を自動的（使用者の確認を介した半自動制御を含む。）に実行できるものであること。 (6) 太陽光発電施設等の創エネルギー設備及び蓄電池等の蓄エネルギー設備との接続機能を有しており、発電量等、充電量等の情報が取得又は計測できるものであること。

別表第2（第5条関係）

区分	費目	細分	内容
工事費	本工事費 （直接工事費）	材料費	事業を行うために直接必要な材料の購入費をいい、これに要する運搬費、保管料を含むものとする。
		労務費	本工事に直接必要な労務者に対する賃金等の人件費をいう。
		直接経費	事業を行うために直接必要とする経費であり、次の費用をいう。 ①特許権使用料（契約に基づき使用する特許の使用料及び派出する技術者等に要する費用） ②水道、光熱、電力料（事業を行うために必要な電力電灯使用料及び用水使用料） ③機械経費（事業を行うために必要な機械の使用に要する経費（材料費、労務費を除く。）） ④負担金（事業を行うために必要な経費を契約、協定等に基づき負担する経費）
	本工事費 （間接工事費）	共通仮設費	事業を行うために直接必要な現場経費であって、次の費用をいう。 ①事業を行うために直接必要な機械器具等の運搬、移動に要する費用 ②準備、後片付け整地等に要する費用 ③機械の設置撤去及び仮道布設現道補修等に要する費用 ④技術管理に要する費用 ⑤交通の管理、安全施設に要する費用
		現場管理費	事業を行うために直接必要な現場経費であって、労務管理費、水道光熱費、消耗品費、通信交通費その他に要する費用をいう。
		一般管理費	事業を行うために直接必要な諸給与、法定福利費、修繕維持費、事務用品費、通信交通費をいう。
	調査・設計費		事業を行うために直接必要な調査、設計、工事監理及び試験に要する経費をいう。

様式第 1 号（第 7 条関係）

年 月 日

若狭町長 様

（住 所）
（氏 名）

スマートハウス普及促進モデル事業補助金交付申請書

スマートハウス普及促進モデル事業補助金の交付を受けたいので、若狭町スマートハウス普及促進モデル事業補助金交付要綱第 7 条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 補助事業の目的及び内容

2 補助事業の実施期間（工事期間）

年 月 日 ～ 年 月 日

3 交付申請額（千円未満切り捨て）

金 円

事業計画書

1 基礎情報

申請者	
住所	
電話番号	
メールアドレス	

2 事業概要

(1) 導入方法等	
余剰電力売電の有無	有 ・ 無
売電先（上記、「有」の場合）	
売電単価（上記、「有」の場合）	
(2) 設置場所	若狭町井ノ口 (添付①) 補助対象設備を設置する建物、機器配置図を添付
導入設備概要 (添付②) 補助対象設備の仕様・諸元が分かる書類を添付（太陽光パネル、パワーコンディショナー、蓄電池、HEMSそれぞれ） (添付③) 単線結線図・システム系統図等の補助対象設備が必要先に電氣的に接続されることを示す図面を添付	
太陽光パネル合計出力	kW
パワーコンディショナー出力	kW
蓄電池設備容量	kWh

様式第3号（第7条関係）

年 月 日

事業工程表

(工事期間) 年 月 日 ～ 年 月 日

[illegible]

様式第4号（第7条関係）

年 月 日

補助対象経費算定根拠

業務項目	金額（単位：円）	備考
①太陽光発電設備		
例）太陽光発電システム一式		
例）架台費		
例）設置工事費		
小計		
②蓄電池設備		
小計		
③H E M S		
小計		
合計（①＋②＋③）		

※金額の根拠となる見積書及び見積内訳書の写し等を添付すること。

様式第5号（第7条、第11条関係）

補助要件チェックシート（事業実施前・事業実施後）

該当する場合に☑を入れてください。チェック欄全てに当てはまらない場合は、原則補助金を交付することができません。なお、チェックした項目については、別途、確認させていただく場合があること、予めご了承ください。

補助申請者名 _____

項目	確認内容	チェック欄
(補助事業者要件)		
3.1.(2)	若狭町税等の滞納がないこと。	☐
3.2	暴力団又は暴力団員等と関わりがないこと。(詳細は交付要綱参照第3条参照)	☐
(補助事業要件)		
事業全般		
(1)	本補助事業が二酸化炭素の排出の削減に効果があること。	☐
(2)	本補助事業実施時における最新の各種法令等に遵守した事業であること。	☐
(3)	本補助事業の実施により取得した温室効果ガス削減効果について、J-クレジット制度への登録を行わないこと。	☐
(4)	本補助事業によって得られる効果等について、様式14号に基づく利用実績報告書により報告すること。	☐
(5)	本補助事業によって、得られる環境価値のうち、需要家に供給を行った電力量に紐づく環境価値を需要家に帰属させるものであること。	☐
(6)	FIT又はFIP制度の認定を取得しないこと。	☐
(7)	電気事業法第2条第1項第5号ロに定める接続供給（自己託送）を行わないものであること。	☐
(8)	需要家の敷地内に補助事業により導入する補助対象設備で発電して消費する電力量を当該補助対象設備で発電する電力量の30%以上とすること。	☐
(9)	本補助事業以外の、国又は地方自治体等から他の補助等を受けて事業を実施するものでないこと。	☐
(10)	自らが居住する住宅又は住宅の敷地内に補助対象設備を設置する事業であること。	☐

	(11)	再エネ特措法に基づく「事業計画ガイドライン（太陽光発電）」（資源エネルギー庁）に定める遵守事項等に準拠して事業を実施すること。特に、次に示す（ア）～（サ）について遵守すること。	☐
	ア	地域住民や地域の自治体と適切なコミュニケーションを図るとともに、地域住民に十分配慮して事業を実施するよう努めること。	☐
	イ	関係法令及び条例の規定に従い、土地開発等の設計・施工を行うこと。	☐
	ウ	防災、環境保全、景観保全を考慮し、交付対象設備の設計を行うよう努めること。	☐
	エ	20kW以上の太陽光発電設備の場合、発電設備を囲う柵塀を設置するとともに、柵塀等の外側の見えやすい場所に標識（交付対象事業者の名称・代表者氏名・住所・連絡先電話番号、保守点検責任者の名称・氏名・住所・連絡先電話番号、運転開始年月日、本交付金により設置した旨を記載したもの）を掲示すること。 ※20kW未満などを理由に該当しない場合は、下記にその旨を記載し、右欄に☑を記入してください。 ()	☐
	オ	電気事業法の規定に基づく技術基準適合義務、立入検査、報告徴収に対する資料の提出に対応するため、発電設備の設計図書や竣工試験データを含む完成図書を作成し、適切な方法で管理及び保存すること。	☐
	カ	設備の設置後、適切な保守点検及び維持管理を実施すること。	☐
	キ	接続契約を締結している一般送配電事業者又は特定送配電事業者から国が定める出力制御の指針に基づいた出力制御の要請を受けたときは、適切な方法により協力すること。	☐
	ク	防災、環境保全、景観保全の観点から計画段階で予期しなかった問題が生じた場合、適切な対策を講じ、災害防止や自然破壊、近隣への配慮を行うよう努めること。	☐
	ケ	交付対象設備を処分する際は、関係法令（町の条例を含む。）の規定を遵守すること。	☐
	コ	交付対象設備の解体・撤去等に係る廃棄等費用について、「廃棄等費用積立ガイドライン」（資源エネルギー庁）を参考に、必要な経費を算定し、積立等の方法により確保する計画を策定し、その計画に従い適切な経費の積立等を行い、発電事業の終了時において、適切な廃棄・リサイクルを実施すること。	☐
	サ	災害等による撤去及び処分に備えた火災保険や地震保険、第三者賠償保険等に参加するよう努めること。	☐
太陽光発電設備			
	(1)	商用化されており、導入実績があるものであること。	☐
	(2)	未使用品であること。（中古品は補助対象外）	☐

	(3)	固定方法は、「JIS C 8955:2017太陽電池アレイ用支持物の設計用荷重算出方法」など、一定の基準（固定荷重、風圧荷重、積雪荷重、地震荷重など）を満たすものであること。	☐
		≪屋根等に太陽光発電設備を設置する場合≫ 積雪を考慮したうえで、太陽光発電設備を設置できる耐荷重を有する建物であること。（太陽光設備の設置場所が屋根で無いなど、本項目に該当しない場合は、下記に設置場所の概要を記載し、右欄に☑を記入してください。） （例：建物敷地内の未利用地）	☐
	(4)	出力が3kW以上であること。	☐
蓄電池設備			
	(1)	上欄に示す太陽光発電設備の付帯設備であること。	☐
	(2)	商用化されており、導入実績があるものであること。	☐
	(3)	未使用品であること。（中古品は補助対象外）	☐
	(4)	再エネ発電設備によって発電した電気を蓄電するものであり、平時において充放電を繰り返すことを前提とした設備であること。	☐
	(5)	停電時のみに利用する非常用予備電源でないこと。	☐
	(6)	定置用であること。	☐
	(7)	蓄電池設備の蓄電容量は4kWh以上であること。	☐
HEMS			
	(1)	上欄に示す太陽光発電設備及び蓄電池の付帯設備であること。	☐
	(2)	商用化されており、導入実績があるものであること。	☐
	(3)	未使用品であること。（中古品は補助対象外）	☐
	(4)	タブレット、スマートフォン、パソコン又は家庭用エネルギー管理システムに付随する専用モニターにより、電力使用量を表示できるものであること。	☐
	(5)	一つ以上の設備又は電気機器に対して、電力使用量を削減するための制御又は蓄電池等の蓄エネルギー設備を用いたピークカット、ピークシフト制御を自動的（使用者の確認を介した半自動制御を含む。）に実行できるものであること。	☐
	(6)	太陽光発電施設等の創エネルギー設備及び蓄電池等の蓄エネルギー設備との接続機能を有しており、発電量等、充電量等の情報が取得又は計測できるものであること。	☐

第 号
年 月 日

様

若狭町長

スマートハウス普及促進モデル事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のあったスマートハウス普及促進モデル事業補助金について、若狭町スマートハウス普及促進モデル事業補助金交付要綱第8条の規定により、下記のとおり補助金の交付を決定したので通知します。

記

1 補助金の額 _____ 円

2 条件等

年 月 日

若狭町長

様

（住 所）

（氏 名）

スマートハウス普及促進モデル事業補助金補助事業計画変更承認申請書

年 月 日付け若狭町指令 第 号で補助金等の交付決定を受けたスマートハウス普及促進モデル事業補助金に係る事業の計画（事業内容、経費配分）を下記のとおり変更したので承認をお願いします。

記

1 変更の理由

2 変更の内容

（注）

- 1 変更の理由を証する書類を添付すること。
- 2 変更の理由及び内容は、できるだけ詳細に記入すること。

第 号
年 月 日

様

若狭町長

スマートハウス普及促進モデル事業補助金補助事業計画変更承認通知書

年 月 日付けで申請のあったスマートハウス普及促進モデル事業補助金補助事業計画変更承認申請について、若狭町スマートハウス普及促進モデル事業補助金交付要綱第10条第3項の規定により、下記のとおり承認したので通知します。

記

1 事業名

2 交付決定番号 第 号

3 承認内容等

年 月 日

若狭町長 様

（住 所）

（氏 名）

スマートハウス普及促進モデル事業補助金完了実績報告書

年 月 日付け若狭町指令 第 号で補助金等の交付決定を受けたスマートハウス普及促進モデル事業補助金に係る事業が完了したので、若狭町スマートハウス普及促進モデル事業補助金交付要綱第11条の規定により、関係書類を添え、下記のとおり報告します。

記

1 補助事業等の名称

若狭町スマートハウス普及促進モデル事業補助金

2 補助事業の実施期間

（工事期間） 年 月 日 ～ 年 月 日

（支払完了日） 年 月 日

3 補助金等の交付決定額及びその精算額

交付決定額 金 _____ 円

精 算 額 金 _____ 円

事業実績書

1 基礎情報

設備設置場所	若狭町井ノ口
申請者	
住所	
電話番号	
メールアドレス	

2 事業概要

(1) 導入方法等	
余剰電力売電の有無	有 ・ 無
売電先（上記、「有」の場合）	
売電単価（上記、「有」の場合）	
(2) 設置場所	(添付①) 補助対象設備を設置する建物、機器配置図を添付
導入設備概要	
(添付②) 補助対象設備の仕様・諸元が分かる書類を添付（太陽光パネル、パワーコンディショナー、蓄電池それぞれ）	
(添付③) 単線結線図・システム系統図等の補助対象設備が需要先に電氣的に接続されることを示す図面を添付	
太陽光パネル合計出力	kW
パワーコンディショナー出力	kW
蓄電池設備容量	kWh

3 設備写真

次の写真を「導入設備等個別調書」に貼り付け

- ・ 設置した設備の全景写真
- ・ 太陽光パネルの型式及び設置枚数が分かる写真
- ・ パワーコンディショナーの型式及び設置台数が分かる写真
- ・ 蓄電池設備の型式及び設置台数が分かる写真

導入設備等個別調書

No.	
設備（工事）名称	
写真	

No.	
設備（工事）名称	
写真	

No.	
設備（工事）名称	
写真	

※必要に応じて写真添付欄を追加してください。

スマートハウス普及促進モデル事業補助金取得財産等管理台帳

財産名	規 格	単 位	数 量	単 価 (円)	金 額 (円)	取 得 年月日	設置場所	備 考

（注）金額は、消費税を含む額を記載すること。

様式第12号（第12条関係）

第 号
年 月 日

様

若狭町長

スマートハウス普及促進モデル事業補助金交付額確定通知書

年 月 日付け 第 号で交付の決定をした補助金については、若狭町スマートハウス普及促進モデル事業補助金交付要綱第12条の規定により、下記のとおりその額を確定したので通知します。

記

- 1 交付決定額 _____ 円
- 2 交付確定額 _____ 円

様式第13号（第13条関係）

年 月 日

若狭町長 様

(住 所)
(氏 名)

⑨

スマートハウス普及促進モデル事業補助金交付請求書

年 月 日付け若狭町指令 第 号で交付決定（額の確定）の通知があった補助金を交付されるよう若狭町若狭町スマートハウス普及促進モデル事業補助金交付要綱第13条の規定により請求します。

請 求 額 _____ 円

＜振込先＞ 金融機関名
フリガナ
口座名義
口座番号 (普通)

※振込先通帳の写しを添付すること。

年 月 日

スマートハウス普及促進モデル事業補助金利用実績報告書

	① 太陽光発電量 [kWh]	② 自家消費電力量 (①のうち自家消費した分) [kWh]	③ 自家消費割合 (②/①×100) [%]	④ 商用電力使用量 [kWh]
4月				
5月				
6月				
7月				
8月				
9月				
10月				
11月				
12月				
1月				
2月				
3月				
合計				

※商用電力…関西電力など

様式第15号（第17条関係）

年 月 日

若狭町長 様

(住 所)
(氏 名)

スマートハウス普及促進モデル事業補助金設備毀損（滅失）届出書

年 月 日付け若狭町指令第 号で補助金の交付決定を受けたスマートハウス普及促進モデル事業補助金において取得した設備について、下記のとおり、毀損（滅失）しましたので届け出ます。

記

- 1 毀損（滅失）した設備の名称
- 2 毀損（滅失）の時期
- 3 被害の状況
- 4 毀損（滅失）の原因
- 5 今後の方針（修繕、買替など）

(注)

被害の状況について、できる限り詳細に記載し、写真等を添付すること。

様式第16号（第18条関係）

年 月 日

若狭町長 様

(住 所)
(氏 名)

スマートハウス普及促進モデル事業補助金取得財産等処分承認申請書

年 月 日付け若狭町指令 第 号をもって補助金の交付決定を受けた取得財産等を下記のとおり取り扱いたいので、若狭町スマートハウス普及促進モデル事業補助金交付要綱第18条第2項の規定により承認を申請します。

記

1 処分の内容

(1) 処分する取得財産等の名称

(2) 処分の内容（有償・無償の別も記載のこと。）及び処分予定日

(3) 処分の相手方（住所、氏名又は名称、使用の目的等）

2 処分の理由

(注)

- 1 交付決定通知書の写しを添付すること。
- 2 処分する取得財産等の名称は、取得財産等管理台帳の財産名を記載すること。
- 3 処分にかかる費用の見積書を添付すること。
- 4 処分の理由は、できるだけ詳細に記入すること。

様式第17号（第18条関係）

年 月 日

若狭町長 様

(住 所)
(氏 名)

スマートハウス普及促進モデル事業補助金取得財産等の処分等による収入金報告書

年 月 日付け若狭町指令 第 号をもって承認通知を受けた取得財産等の処分等の取り扱いにより下記のとおり収入金があったので、若狭町スマートハウス普及促進モデル事業補助金交付要綱第18条第2項の規定により報告します。

記

1 処分した取得財産等の名称

2 取得財産等の取得年月日

3 取得財産等の取得金額

4 処分の内容

(1) 処分した月日

(2) 処分の相手方（住所、氏名又は名称、使用の目的等）

(3) 処分による収入金の合計額

(4) 処分による収入金の内訳

(注)

- 1 交付決定通知書の写しを添付すること。
- 2 処分した取得財産等の名称は、取得財産等管理台帳の財産名を記載すること。